

第12回市民大運動会のプログラムに掲載する広告に関する 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第12回市民大運動会(以下「運動会」という。)の開催目的に反しない限りにおいて、運動会のプログラム(以下「プログラム」という。)に掲載する広告及び陸上競技内に掲出する広告の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「広告協賛」とは、運動会の趣旨に賛同する企業等が運動会の開催を支援するための協賛金を支出することにより、当該企業等の広告をプログラムに掲載し、又は陸上競技場内において掲出することをいう。

(承認の基準)

第3条 広告協賛は、次の各号のいずれにも該当するものについて承認する。

- (1) 第12回市民大運動会実行委員会(以下「実行委員会」という。)が有益であると認めること。
- (2) 広告協賛を希望する企業等が堅実な活動実績を有し、かつ、広告協賛に対応する十分な能力を有していると認められること。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告の内容として認めない。

- (1) 運動会の趣旨に反するもの
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が適当でないと認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、別表に定めるところによる。

(広告協賛の申込み)

第5条 広告協賛を希望する企業等は、広告協賛申込書(別記第1号様式)により令和7年7月14日までに実行委員会に申し込むものとする。

2 実行委員会は、前項の規定による申込みを受けたときは、速やかにその内容を審査し、広告協賛の承認の可否を決定するものとする。

3 広告協賛の承認を受けた企業等は、次の各号に掲げるいずれかの方法により協賛金を納入するものとする。

(1) 現金払い

(2) 口座振替払い（企業等が振込手数料を負担）

4 実行委員会は、前項の協賛金を受領したときは、広告協賛金受領書（別記第2号様式）を発行するものとする。

5 第2項の広告協賛の承認の可否は申し込み順で決定するものとし、定数に達した場合は申込みを締め切るものとする。

（その他）

第6条 この規程に定めのない事項については、実行委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

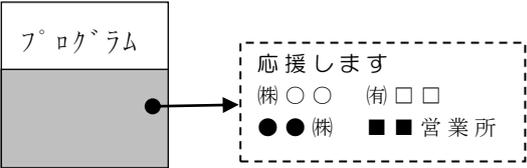
1 この規程は、令和7年3月24日から施行する。

2 令和7年6月30日 一部改正

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種別	広告規格等	協賛金	予定数
タイプA	プログラム中に企業等広告掲載  A4版 1/16ページ (約3.5cm×8cm)	10,000円	20-30
タイプB	プログラム中に企業名等を掲載  ●●(株) ■■営業所	3,000円	40-50
タイプC	陸上競技場内に企業名等広告バ	10,000円	40

	ナー（ポスタータイプ）を掲出 ※雨天時は総合体育館内 (約 150 cm × 60 cm)		
--	---	--	--

備考

- 1 タイプ A 及び B は、モノクロで作成し、市内全戸配布とする。
- 2 タイプ A 及び C のデータは、申込みした者が用意する。
- 3 タイプ C は、紙媒体（防水紙）で作製する。
- 4 タイプ A ～ C の掲載等位置は、実行委員会に一任される。